

「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」について

公益社団法人 日本監査役協会

Japan Audit & Supervisory Board Members Association

1. 実務指針の構成

はじめに

第1部 会計監査人の評価基準策定に関する実務指針

評価項目（第1～第7）

第2部 会計監査人の選定基準策定に関する実務指針

評価項目（第1～第3）

付録

「会計監査人の評価基準項目例の時系列表示」

監査調書例

用語解説

2. はじめに

(1) 本指針の趣旨

a. 策定の経緯

会社法改正（会計監査人の選解任の議案決定権の監査役への移行）とコーポレートガバナンス・コードの制定（補充原則3－2①）

b. 本指針の目的

業態、規模等が各社により異なり、一律の基準を策定することは困難。基準ではなく、各社が基準を策定するためのガイドラインとなる実務指針の策定。

c. 今後の見直し

会計監査人の評価・選定の在り方は、国際的にも現在進行形で検討が行われており、実務指針も適宜見直されることを想定。

2. はじめに

(2) 評価基準策定に際しての留意点

a. 会計監査人の監査の相当性判断との関係

監査の相当性判断の過程で得られる「会計監査人の独立性」、「品質管理の状況」、「職務遂行体制の適切性」、「会計監査の実施状況」等の情報は、評価と密接に関係し、会計監査人の評価においても重要な情報。

b. 評価の実施時期

期中を通じて評価。改善事項等の指摘に対する対応も重要なポイント。最終的には、再任手続において判断するのが通常。

2. はじめに

(3) 選定基準策定に際しての留意点

選定に充てることのできる期間が、状況により変わってくるので、事前に選定基準を定め、執行側と手順の確認をしておくことが重要。

第1部 会計監査人の評価基準に関する実務指針

第1 監査法人の品質管理

監査法人ベースでの品質管理の意義

- 短期的には監査チームの監査品質が十分であれば支障はないが、監査法人ベースの監査品質の管理が十分でないと中長期的には個々の会計士の監査品質の劣化、チームメンバー交代による監査品質の劣化、監査法人内審査機能の劣化による不十分・不適切な監査の見逃がし等のリスクがある。

1-1 監査法人の品質管理に問題がないか

1-2 監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか

第1 監査法人の品質管理

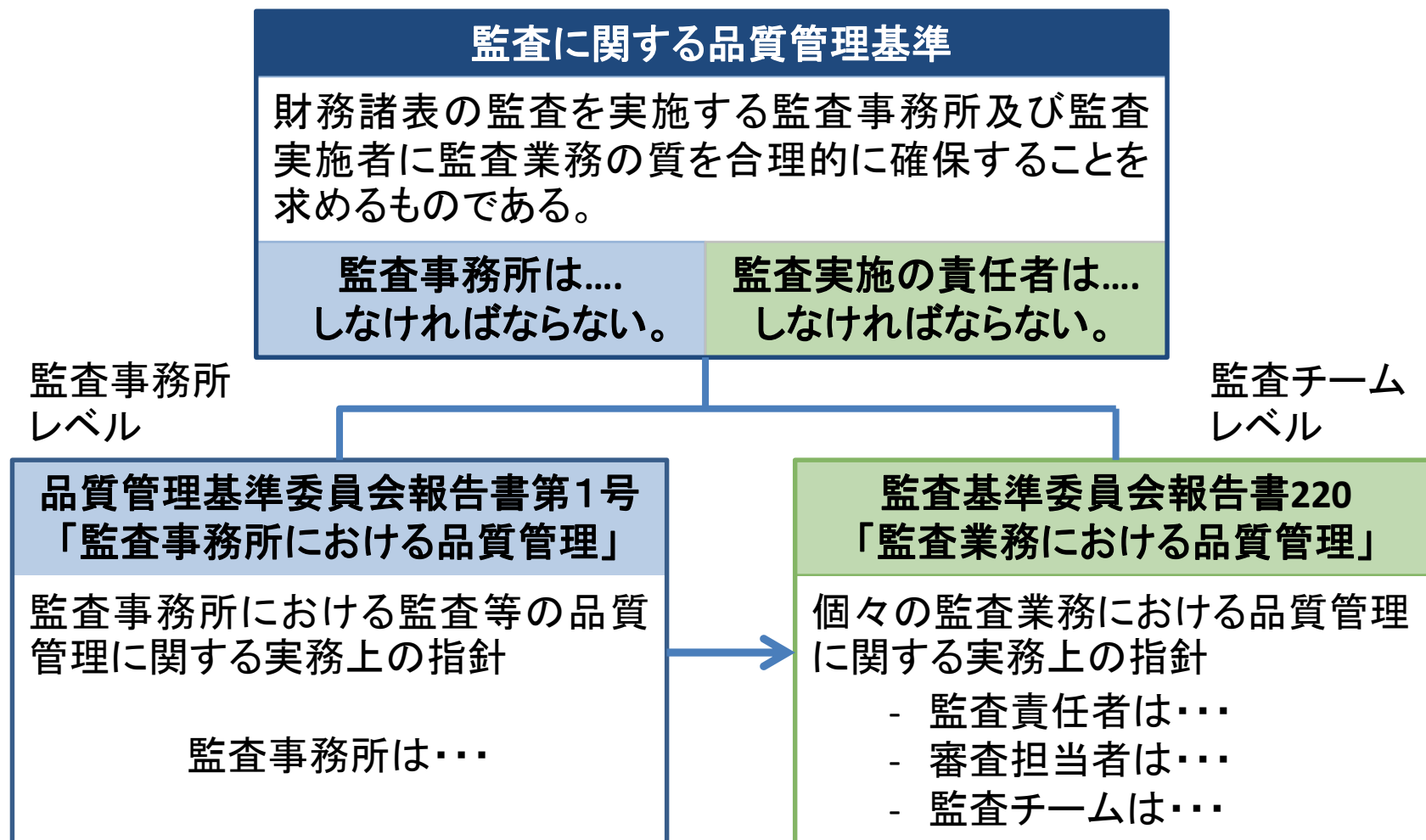
監査法人の品質管理とは

1-1 監査法人の品質管理に問題はないか。

- 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用しなければならない
（「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会））。
- その品質管理システムの整備・運用状況を監査役等は確認する必要がある。

第1 監査法人の品質管理

監査事務所の品質管理と監査チームの品質管理



第1 監査法人の品質管理

監査役はどのように品質管理を確認していくべきか？

※監査法人内部の状況について、監査役は直接確認することが難しい。

- そこで、監査役等は、監査法人より品質管理システムに係る概要書を受領し、下記事項について前回説明受領時からの変更点等を含め、整備・運用内容について説明を受け、整備・運用が十分に行われているかを確認する。

関連する確認・留意すべき事項

- ① 品質管理に関する責任
- ② 職業倫理及び独立性
- ③ 監査契約の新規の締結及び更新
- ④ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
- ⑤ 業務の実施
- ⑥ 品質管理のシステムの監視

第1 監査法人の品質管理

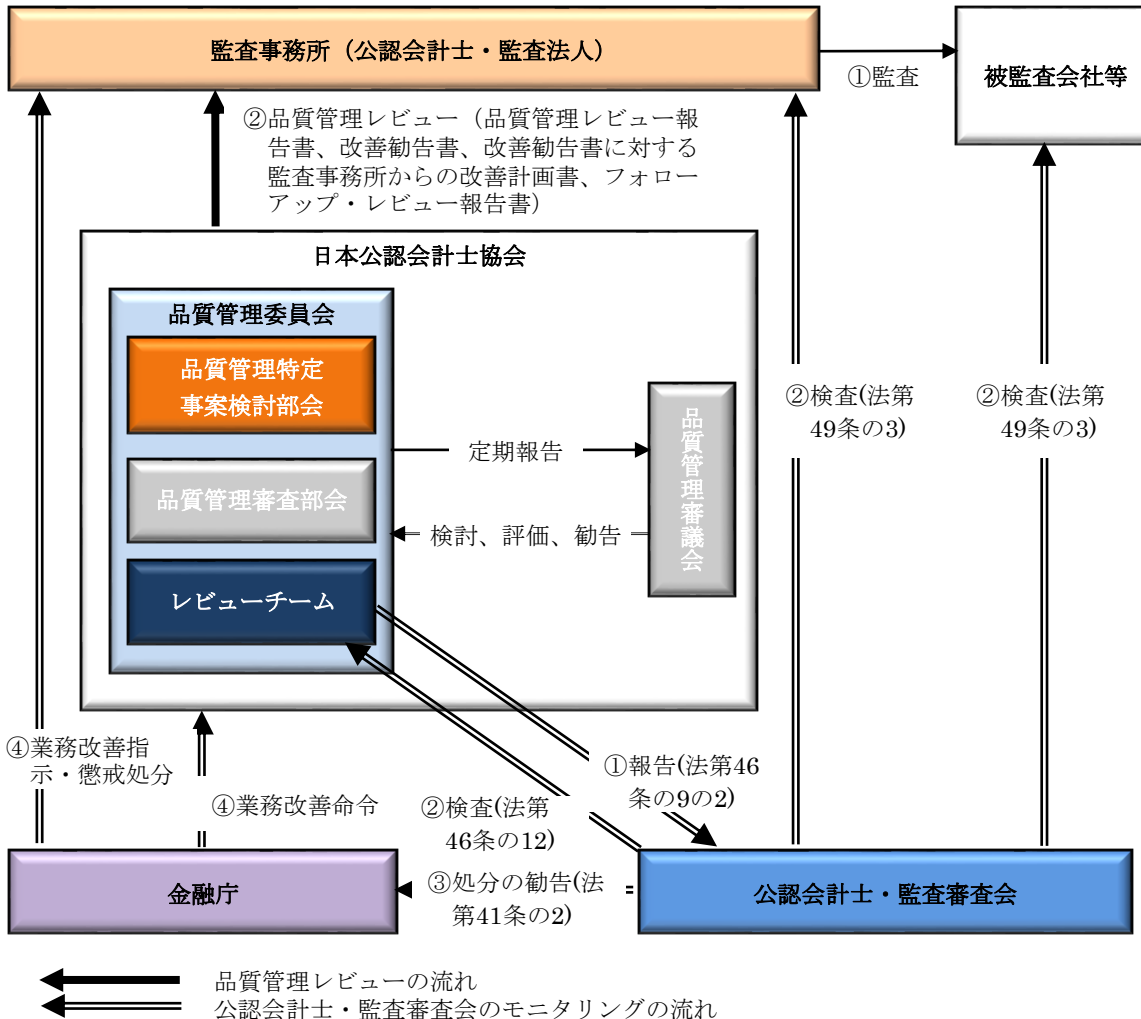
1-2 監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。

関連する確認・留意すべき事項

1. 品質管理レビューにおける改善勧告事項又は検査による指摘事項がある場合は既に改善済みか、若しくは根本的な原因分析に基づく適切な改善計画が策定されているか。

第1 監査法人の品質管理

監査事務所の品質管理システムの外部からのモニタリング



■2段階方式

- JICPAによる品質管理レビュー
- 公認会計士・監査審査会（CPAARB）による検査

公認会計士・監査審査会（CPAARB）

- ◆ 公認会計士法に基づき、平成16年4月1日に設置
- ◆ 業務内容
 - ・「品質管理レビュー」に対する審査及び検査
 - ・公認会計士試験の実施
 - ・公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

第1 監査法人の品質管理

品質管理レビューの概要（1）

■品質管理レビューの種類（品質管理レビュー制度Q&A Q4,5,7,10参照）

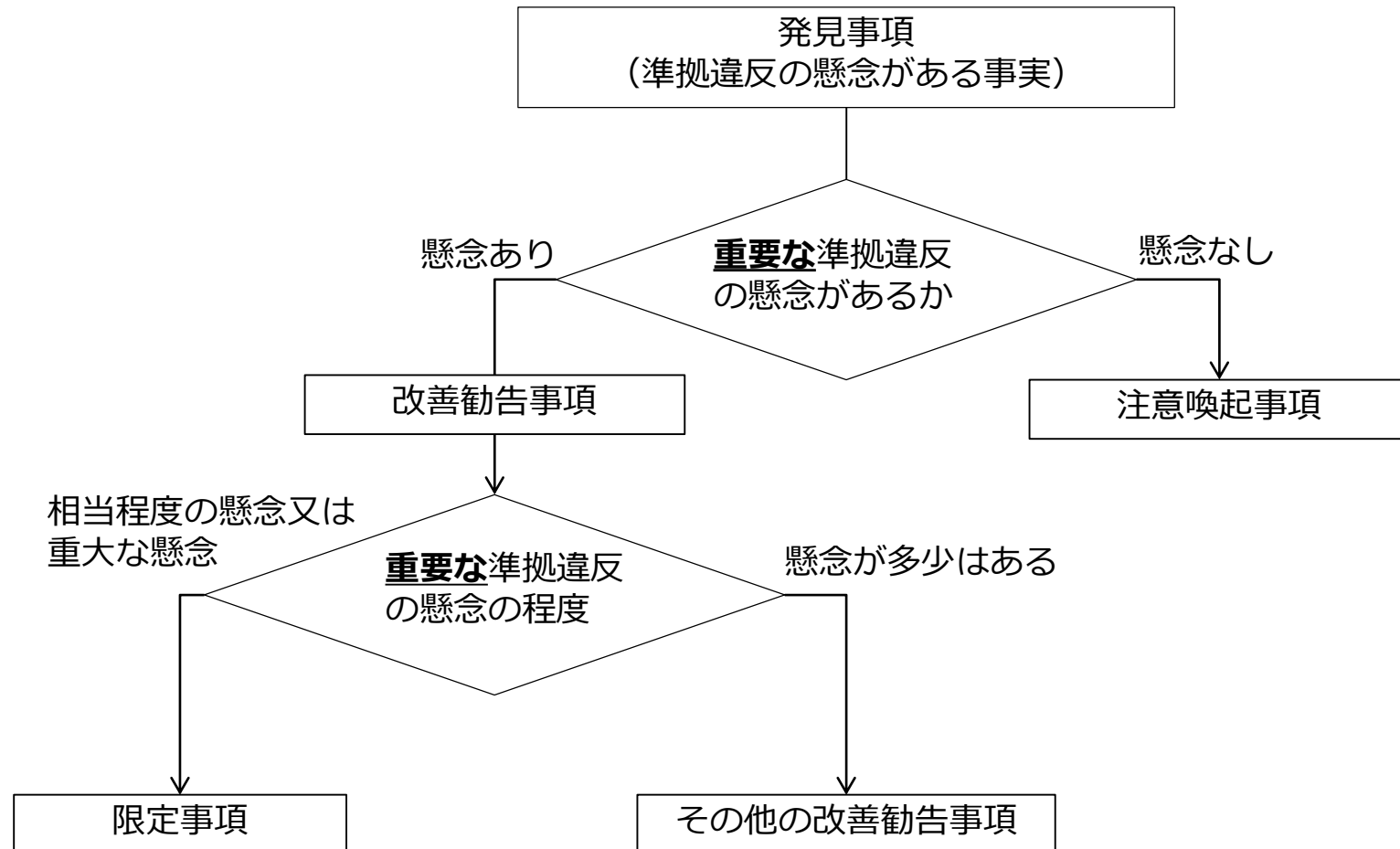
	頻度	レビューの目的	レビューの方法	対象となる監査事務所
通常レビュー	- 定期レビュー（3年に1回、大手は2年に1回） （補完）機動レビュー（必要がある場合）	監査事務所全体の品質管理の状況	往査	公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信金等の監査を実施する監査事務所
特別レビュー	（臨時）監査の社会的信頼を損なう恐れがある事態に陥った場合	当該事態に関係する監査事務所の特定分野又は特定の監査業務の品質管理の状況	書面、聴取又は往査	公認会計士法第2条第1項業務（監査証明業務）を行う全ての監査事務所

*いずれのレビューにおいても、改善勧告事項がある場合は、監査事務所の講じた改善措置の状況を確認するためのフォローアップ・レビューが実施される。

第1 監査法人の品質管理

品質管理レビューの概要 (2)

■通常レビューの結果 (品質管理レビュー制度Q&A Q12参照)



第1 監査法人の品質管理

品質管理レビューの概要 (3)

■通常レビューの結論 (品質管理レビュー制度Q&A Q13参照)

結論の種類	内容
限定事項のない結論	以下の状況が認められた場合 ・ 監査事務所の定めた品質管理のシステムは、品質管理の基準に適用していない重要な事項はない。 ・ レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項はない。
限定事項付き結論	重要な事実が認められ、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合
否定的結論	重要な事実が認められ、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があると認められ、かつ、個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合

第1 監査法人の品質管理

外部のレビュー又は検査の結果の伝達（1）

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（A22-3項）

品質管理レビュー	検査結果通知書
① 対象となるレビュー報告書等 (ア) 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付（過去に受領していない場合はその旨） (イ) フォローアップ・レビュー報告書の日付（(ア)に関連してフォローアップ・レビューが実施された場合は、(ア)と併記する。）	① 対象となる検査結果通知書 直近の検査結果通知書の日付（過去に受領していない場合にはその旨）
② ①のレビュー報告書等の内容及び対応状況 (ア) 品質管理レビューの結論（限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由を含む。）及びその結果に基づく措置 (イ) フォローアップ・レビューの実施結果（改善勧告書に記載された事項の改善状況を含む。）及びその結果に基づく措置 (ウ) 監査事務所における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約及び監査事務所の対応状況 (エ) 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実 (オ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況	② ①の通知書の内容及び対応状況 (ア) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要並びに監査事務所の対応状況 (イ) 検査の対象業務として選定されたかどうかの事実 (ウ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する指摘の有無、指摘があったときは、その内容及び対応状況

第1 監査法人の品質管理 外部のレビュー又は検査の結果の伝達（2）

■品質管理レビュー報告書、改善勧告書、検査結果通知書の原本は非開示

■JICPA又はCPAAOBによる事前承諾の有無

伝達の対象者	品質管理レビュー	検査結果通知書(*1)
被監査会社の監査役等	不要	不要
被監査会社の監査役等以外の 経営者など	不要	必要
被監査会社の親会社や子会社の 監査役等	不要	必要
新規契約の提案段階における当 該会社の監査役等	要件を満たせば不要 (*2)	必要

*1 CPAAOB 「検査結果等の第三者への開示について」 「検査結果等の第三者への開示に関するQ&A」 (平成27年6月11日) 参照

*2 JICPA 「新規業務受嘱のための提案書での品質管理レビュー結果の記載の取扱いについて」 (平成26年3月27日) 参照

第2 監査チーム

2-1 監査チームは独立性を保持しているか。

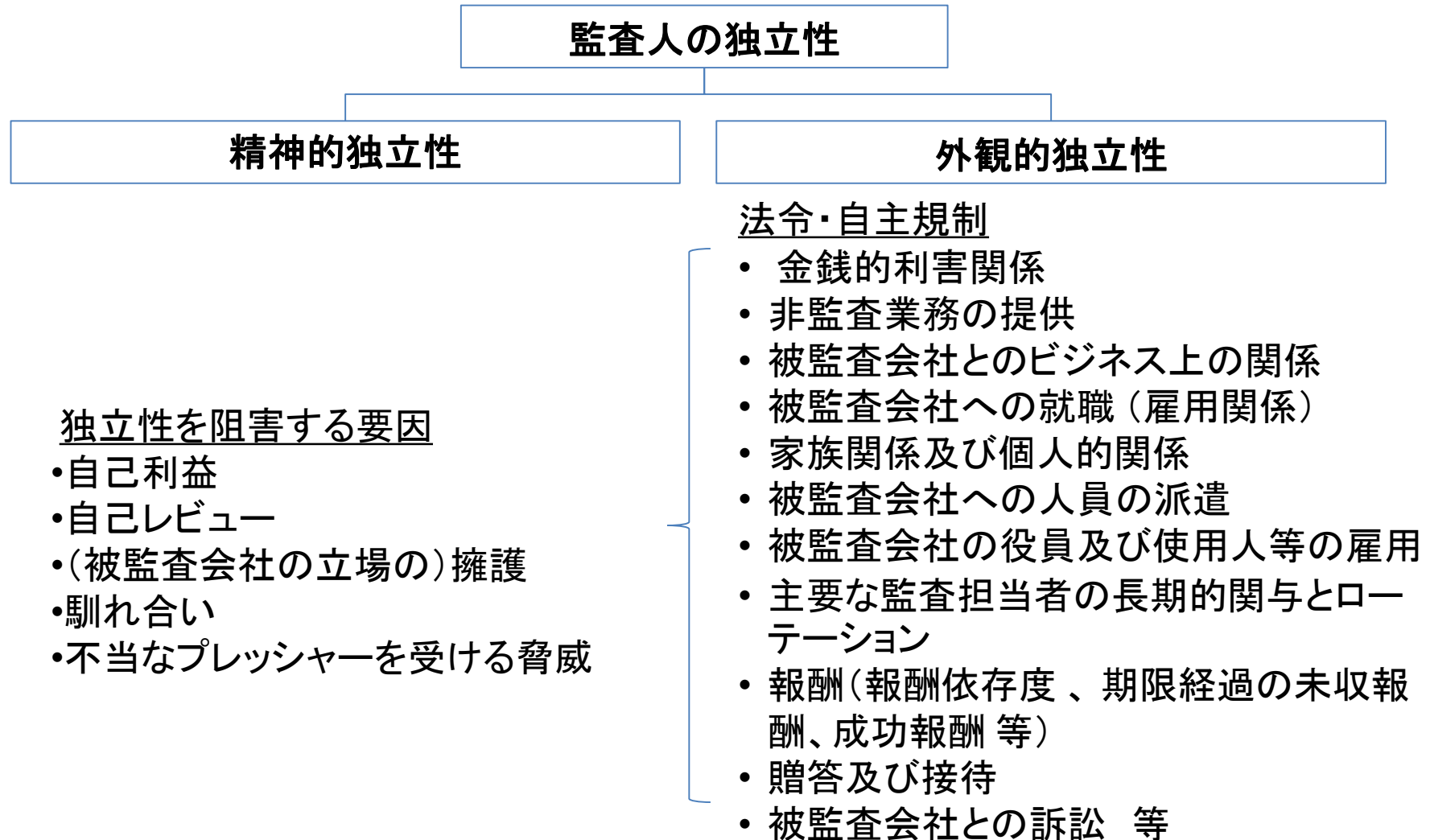
- ・独立性については監査法人の内部の状況も含め監査役等が直接確認することが難しい事項が多く、監査法人より、適切に整備・運用されている旨説明を受けることが重要である。監査役等は監査法人の説明において不自然な点や明らかな遺漏がないかを確認する。
- ・なお、内容によっては監査役等にとっては独立性が十分に担保されているかどうかの確認が困難なものがあることも考えられ、そのような場合は十分に担保されていることについての監査法人の表明も重要である。

関連する確認・留意すべき事項

1. 監査チームは、関連法令、監査の基準及び監査法人の品質管理手続を遵守しているか。

第2 監査チーム

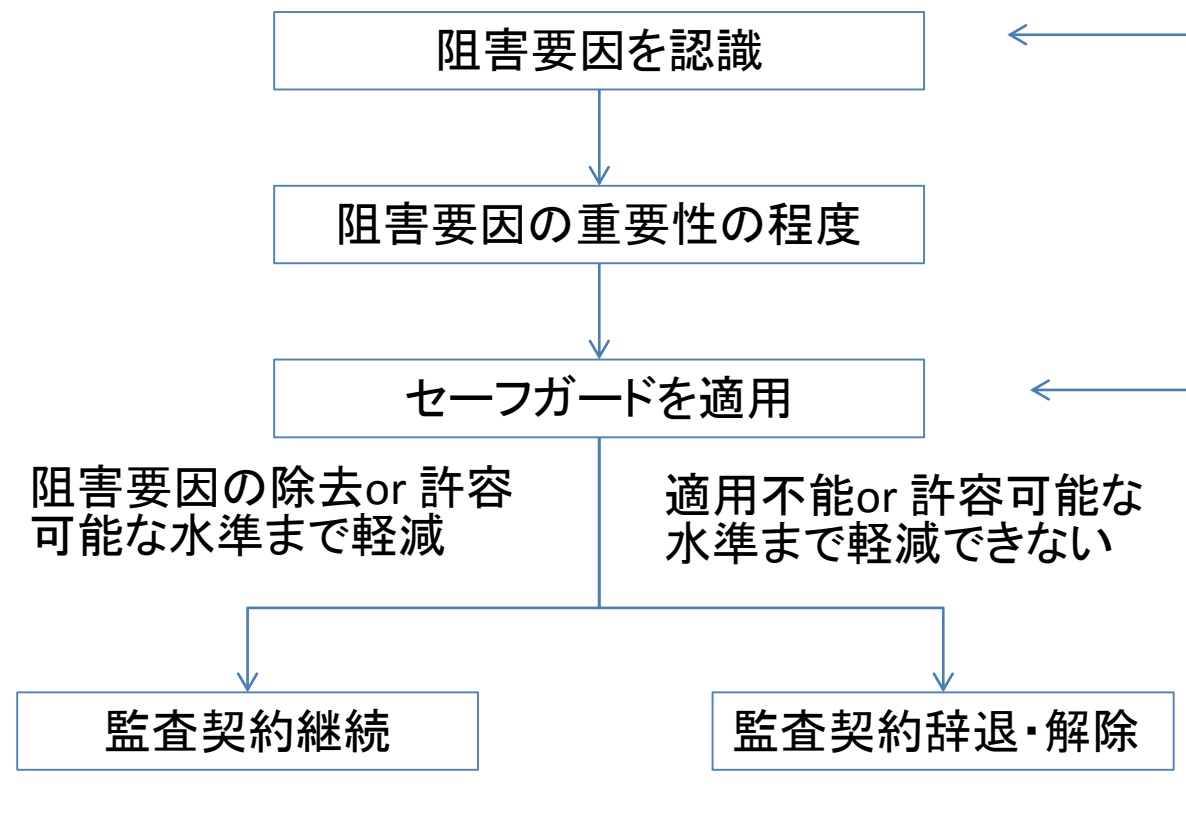
監査人の独立性に関する基本的考え方（1）



第2 監査チーム

監査人の独立性に関する基本的考え方（2）

概念的枠組みアプローチ



倫理規則 付録1
業務環境に存在する阻
害要因を生じさせる状
況及び関係の例示

障害要因を除去又は、
その影響を軽減するた
めの措置
(次スライド)

第2 監査チーム

監査人の独立性に関する基本的考え方（3）

■セーフガード(倫理規則第8条、同注解6)

➤JICPA又は法令等により設けられたセーフガード

- 資格を取得するための教育、訓練及び経験
- 継続的専門研修制度
- 企業統治に関する法令等
- 職業的専門家としての基準
- 本会又は規制当局による監視と懲戒制度
- 会員が作成した提出書類に対する公的機関等による外部の検証

➤業務環境におけるセーフガード（倫理規則 付録2）

- 監査事務所が設定する内部統制（独立性を含む基本原則の遵守を重視する統制環境、公共の利益に沿った行動を促す統制環境、独立性に関する法令・規則を遵守するための方針及び手続、モニタリングの方針及び手続の整備・運用、等）
- 個々の業務における工夫（監査チームと許容される非監査業務を実施する業務チームの人員の分離、監査業務の検証、主要な担当者のローテーション等）
- 被監査会社の内部組織と内部手続

第2 監査チーム

監査と同時提供が禁止される非保証業務

■被監査会社が公認会計士法上の大会社等の場合、継続的な報酬を得て、以下の業務を提供してはならない（公認会計士法第24条の2、第34条の11の2）

■同時提供が禁止される業務（公認会計士法施行規則第6条）

- ① 会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務
- ② 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務
- ③ 現物出資財産その他これに準ずる財産の証明又は鑑定評価に関する業務
- ④ 保険数理に関する業務
- ⑤ 内部監査の外部委託に関する業務
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、監査又は証明をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務

第2 監査チーム 業務執行社員等のローテーション

対象となる 監査事務所	対象となる 被監査会社	交代の対象者	連続して関与で きる会計期間	インター バル期間
すべて（個 人事務所 （*1）＋監 査法人）	公認会計士法上の 大会社等 （公認会計士法第 24条の3、第34 条の11の3）	・ 監査責任者・業務 執行社員 ・ 審査担当者 ・ その他、監査業務 の重要な事項につ いて重要な決定や 判断を行う者	7会計期間	2会計期間
大規模監査 法人 （*2）	上場会社等 （公認会計士法第 34条の11の4）	・ 筆頭業務執行社員 ・ 審査担当社員	5会計期間	5会計期間

*1 やむを得ない事情があると認められる場合（周辺地域において公認会計士が不足している等により、交替が著しく困難な状況にある場合）、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を得て、適用が免除される。

*2 監査法人の直近の会計年度において、100件以上の有価証券発行者等の監査を行っている監査法人

第2 監査チーム

2-2 監査チームは職業的専門家として正当な注意を払い、 懐疑心を保持・発揮しているか。

関連する確認・留意すべき事項

1. 監査チームは、会社の監査を実施するために必要かつ適切な水準で専門的な知識と技能を習得し、維持しているか。
4. 監査チームは、虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、経営者の主張を批判的に評価する姿勢を有しているか。
5. 監査チームは、作業の実施過程で入手した情報と説明を批判的に評価しているか。
8. 監査チームは、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持・発揮しているか。

第2 監査チーム

2-3 監査チームは会社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成され、リスクを勘案した監査計画を策定し、実施しているか。

関連する確認・留意すべき事項

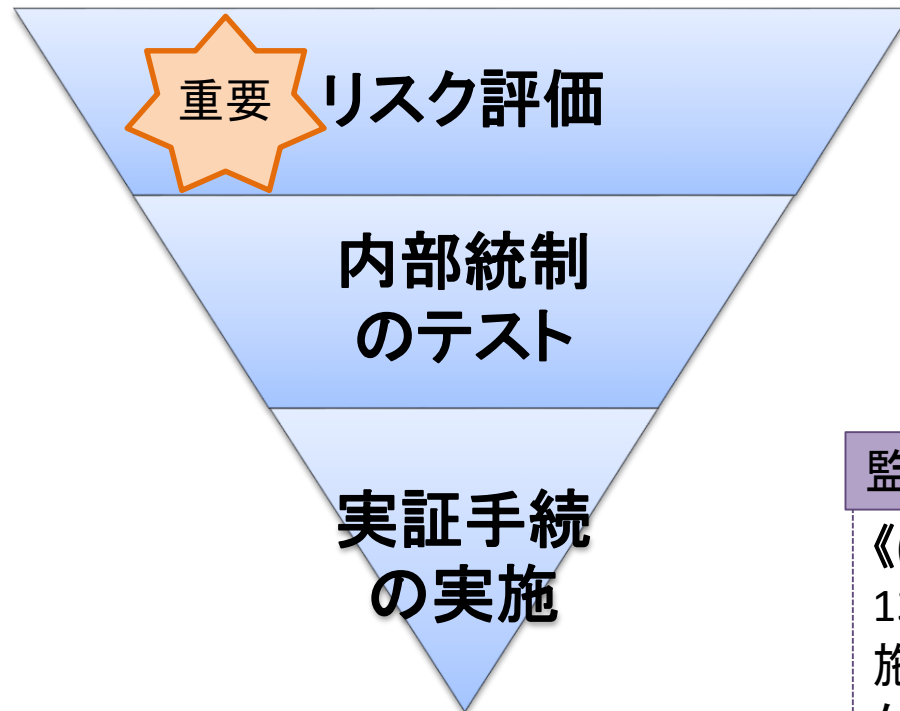
1. 監査チームは、全体として、必要な能力を有しているか。
2. 監査チームは、会社の事業を理解しているか。
7. 監査チームは、会社の経営環境や業界を取り巻く経済環境を踏まえたリスク分析を実施しているか。また、認識しているリスクに前回分析からの変更点はないか。
8. 監査チームは、リスク分析を踏まえた監査計画を策定しているか。また前期からの変更点は何か。
10. 監査チームは、期中における経済環境や経営環境の変化に対応して、監査計画を適切に修正しているか。

第2 監査チーム

- ・ 監査役等は、監査チームのリスクアプローチに基づく監査計画について、十分な意見交換を行うことが大切である。
 - リスク認識
 - リスク評価
 - リスク対応手続

第2 監査チーム

リスクアプローチの監査のフェーズ



リスク評価の結果に基づき、監査の重点を絞り込む

- 複雑な取引、新規の取引
- 通例でない取引
- 会計上の見積りの不確実性
- 不正による重要な虚偽表示リスクの評価
- 誤謬による重要な虚偽表示リスクの評価
- 特別な検討を必要とするリスク*の識別

監基報260

《(2) 計画した監査の範囲とその実施時期》

13. 監査人は、計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。これには、監査人により識別された特別な検討を必要とするリスクが含まれる。

* 特別な検討を必要とするリスク：識別し評価した重要な虚偽表示リスクの中で、特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスクをいう。(監基報315第3項)

第3 監査報酬等

3-1 監査報酬の水準及び非監査報酬がある場合はその内容・水準は適切か。

監査役監査基準第35条

1. 監査役は、・・・必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。
2. 監査役会は、・・・前項の検証を踏まえ、・・・監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、確認する。

- 報酬に対する監査役の同意権 = 会計監査人の独立性の担保及び監査品質の確保
- 見積り = 時間 × レート

第3 監査報酬等

3-2 監査の有効性と効率性に配慮されているか。

関連する確認・留意すべき事項

2. 合意したスケジュールと報告期限は遵守されているか。
3. 監査の実施過程で識別した課題を解消するため、経営者や内部監査部門等と適時な打合せが行われているか。
4. 効果的かつ効率的な監査を実施するために、会社と監査の進め方について調整しているか。

第4 監査役等とのコミュニケーション

4-1 監査実施の責任者及び現場責任者は監査役等と有効なコミュニケーションを行っているか。

関連する確認・留意すべき事項

2. 監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、例えば経営者は重要な虚偽表示のない計算書類を作成するための内部統制を整備及び運用しているか、会計監査において制限のない質問や面談の機会が提供されているか、監査役等は有効な監視機能を果たしているか等、会社の会計監査対応や会計業務執行能力に対する評価について情報を提供しているか。
3. 監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、以下の項目について情報を提供しているか。
 - 会社が採用している会計方針や会計上の見積りの合理性
 - 関連当事者との取引に係る監査手続
 - 不正が発生しやすい領域、形態とそれに対応する監査手続等
 - 期中の会計処理等について、特に議論となった事項や見解の差異が生じた事項 等

第4 監査役等とのコミュニケーション

4-1 監査実施の責任者及び現場責任者は監査役等と有効なコミュニケーションを行っているか。

関連する確認・留意すべき事項

4. 監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、特別な検討を必要とするリスクと当該リスクに対応する監査手続について情報を提供しているか。

第4 監査役等とのコミュニケーション 監査上の重要な事項の伝達

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」

《(3) 監査上の重要な発見事項》

14. 監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。
- (1) 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解
監査人は、会計実務が、適用される財務報告の枠組みの下で受入可能であるが、企業の特定の状況においては最適なものではないと考える場合は、その理由を監査役等に説明しなければならない。
 - (2) 監査期間中に困難な状況に直面した場合は、その状況
 - (3) 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重要な事項
 - (4) 監査人が要請した経営者確認書の草案
 - (5) 監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断において財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断したその他の事項

第4 監査役等とのコミュニケーション

4-2 監査役等からの質問や相談事項に対する回答は適時かつ適切か。

関連する確認・留意すべき事項

1. 監査役等からの専門的な見解の問い合わせに関する方針及び手続が整えられているか。
2. 監査実施の責任者及び現場責任者は監査役等に対し適切なタイミングで質問や相談事項への適切な回答を伝えているか。

第5 経営者等との関係

5－1 監査実施の責任者及び現場責任者は経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っているか。

関連する確認・留意すべき事項

1. 経営者と監査チーム間で重要な見解の相違はなかったか。仮に相違があった場合、適時、適切に調整されたか。

第5 経営者等との関係

監査における経営者とのコミュニケーション

■財務諸表は、経営者の判断を反映して作成されるもの

- ⇒ 適正な財務報告を行うために必要な内部統制は、経営者のリスク認識を前提に整備・運用される。
- ⇒ 監査において、経営者とのコミュニケーションは極めて重要

■経営者への質問・コミュニケーションの例

➤ リスク分析・評価

- ビジネスの理解(経営方針、課題への取組み)
- 経営者の内部統制に対する姿勢、経営者の気風 (Tone at the top)
- 経営者の不正リスクの認識、不正又は不正の疑いの有無
- 経営者の法令遵守に関する認識、違法行為又はその疑いの有無 等

➤ 監査手続

- 会計上の見積りにおける経営者の仮定、将来の事業計画、経営者の意思の確認
- 継続企業的前提に関する経営者の評価
- 重要な訴訟・クレームへの対応方針
- 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況への説明
- 内部統制の不備の認識、是正措置
- 監査差異への対応の要請

第5 経営者等との関係

5－1 監査実施の責任者及び現場責任者は経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っているか。

- ・ 会計監査人の監査における内部監査の利用の可否及び程度は、会社の内部監査の位置付けにより様々だが、会計監査人が内部監査部門とのコミュニケーションをどう判断し、どう行おうとしているかは、重要な評価ポイントとなる。

第5 経営者等との関係 内部監査の利用

監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」

7. 監査人は、以下の事項を判断しなければならない。

- (1) 内部監査人の作業が財務諸表の監査の目的に照らして適切かどうか。
- (2) 内部監査人の作業が適切な場合には、内部監査人の作業が監査人の監査手続の種類、時期又は範囲に及ぼし得る影響

8. 内部監査人の作業が財務諸表の監査の目的に照らして適切かどうかを判断するに当たり、監査人は以下の事項を評価しなければならない。

- (1) 内部監査機能の客観性
- (2) 内部監査人の専門的能力
- (3) 内部監査人が専門職としての正当な注意を払い作業を実施するかどうか。
- (4) 内部監査人と監査人との間で有効なコミュニケーションが図れるかどうか。

第6 グループ監査

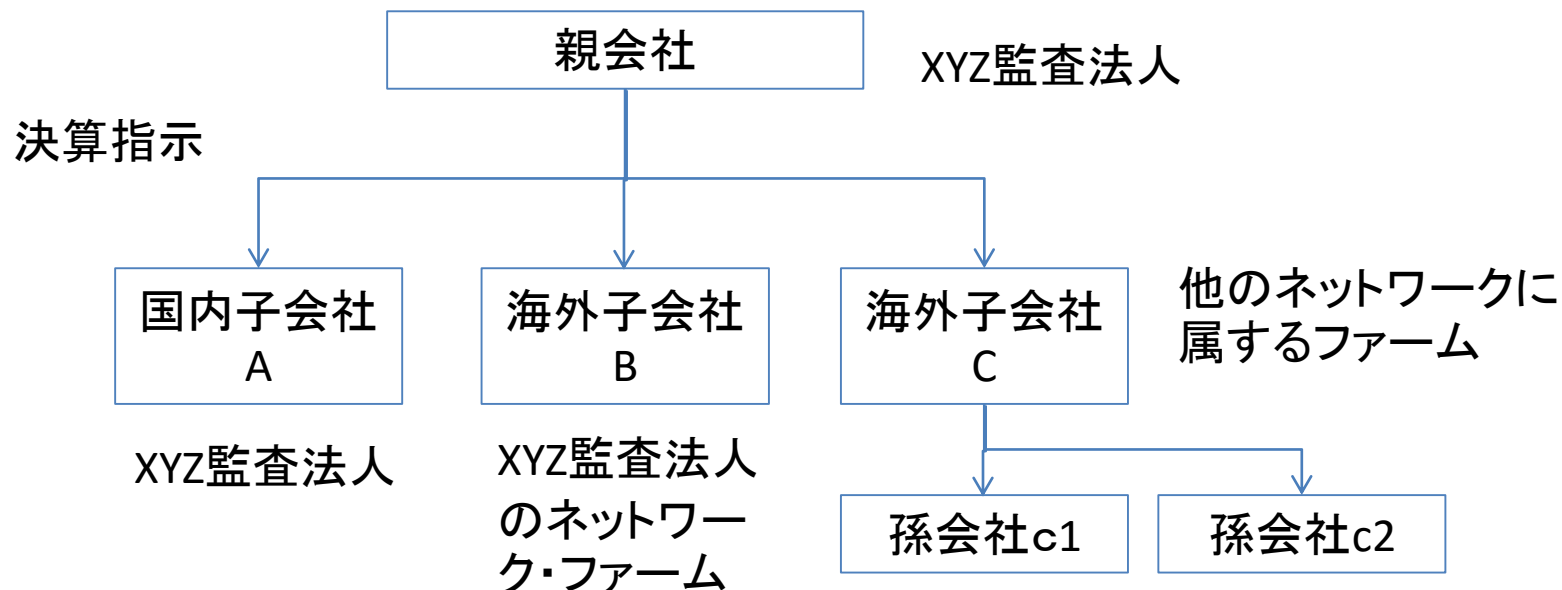
6－1 海外のネットワーク・ファームの監査人若しくはその他の監査人がいる場合、特に海外における不正リスクが増大していることに鑑み、十分なコミュニケーションが取られているか。

関連する確認・留意すべき事項

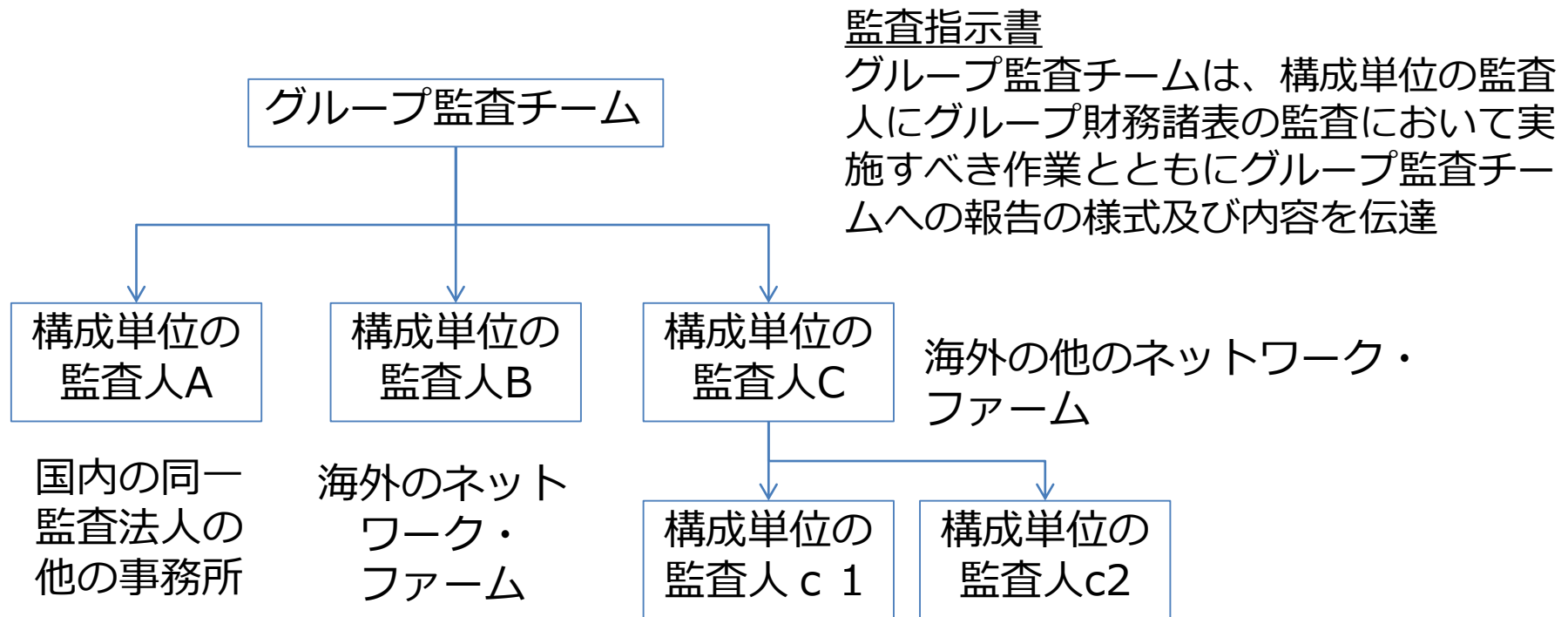
3. 会計監査人と他の監査人との意思疎通に問題はないか。
4. 会計監査人は、他の監査人が実施する監査の概要を理解し、適切なインストラクションを発信しているか。また、他の監査人との意思疎通や情報共有を十分に図っているか。

第6 グループ監査 連結決算プロセス

- 連結決算プロセス
 - ・ グループ決算手続書（会計基準の指定、重要な会計方針、決算手続等）
 - ・ 決算指示書、連結パーッケージ
 - ・ 親会社からのモニタリング
- 連結ベースでの監査人の選任方針



第6 グループ監査 グループ監査の体制



ネットワーク

監査事務所よりも大きな組織体であって、所属する事業体の相互の協力を目的としており、かつ以下のいずれかを備えている組織体をいう。

- ア. 利益の分配又は費用の分担を目的にしていること。
- イ. 共通の組織により所有、支配及び経営されていること。
- ウ. 品質管理の方針及び手続を共有
- エ. 事業戦略を共有
- オ. ブランド名を共有
- カ. 事業上のリソースの重要な部分を共有

第7 不正リスク

- 不正リスクも会社のリスク要因の一つであるが、その重要性に鑑み独立した項目として扱っている。なお、不正リスクの防止には会計監査人側の対応だけでなく、その前提となる監査役等からの情報提供等が重要であり、会計監査人の評価の際にも考慮されるべき点である。

第7 不正リスク

7-1 監査法人の品質管理体制において不正リスクに十分な配慮がなされているか。

関連する確認・留意すべき事項

1. 不正リスクへの対応を徹底するための職員教育が行われているか（例えば、不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できる機会が提供されているか。）。
2. 監査実施者の業務の監督及び査閲に関する方針及び手続に不正リスクへの対応が適切に扱われているか。

第7 不正リスク

7-2 監査チームは監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監査計画が適切に実行されているか。

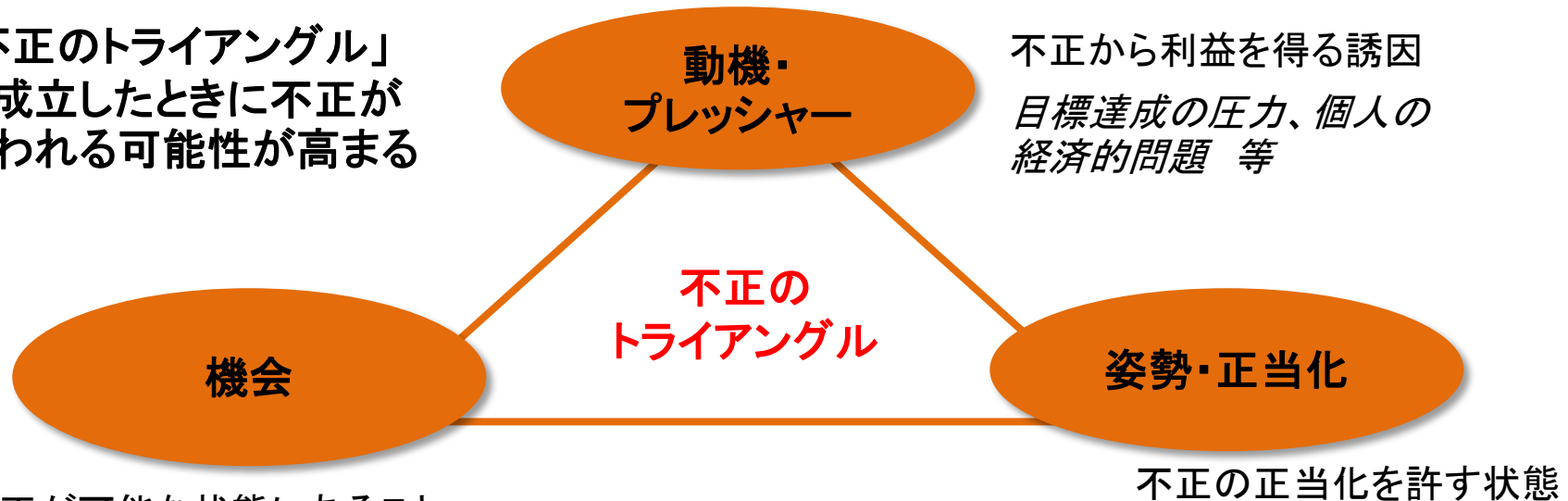
関連する確認・留意すべき事項

1. 監査チームは、監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して、不正リスクについて十分な分析を行っているか。
4. 監査チームは、監査役等及び経営者等の会社関係者と不正リスク要因の分析に必要な情報の交換を適切に行っているか。
6. 監査チームは、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持・発揮しているか。

第7 不正リスク 不正リスク要因

「不正リスク要因」－不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況をいう。（監基報240）

「不正のトライアングル」が成立したときに不正が行われる可能性が高まる



不正が可能な状態にあること
権限の集中、内部統制の不備、監視の目が届かない状況等

出所：JICPA研修資料より

- ◆不正リスク対応基準 付録1(不正な財務報告に関連する)不正リスク要因の例示
- ◆監基報240 付録1(不正な財務報告及び資産流用に関連する)不正リスク要因の例示

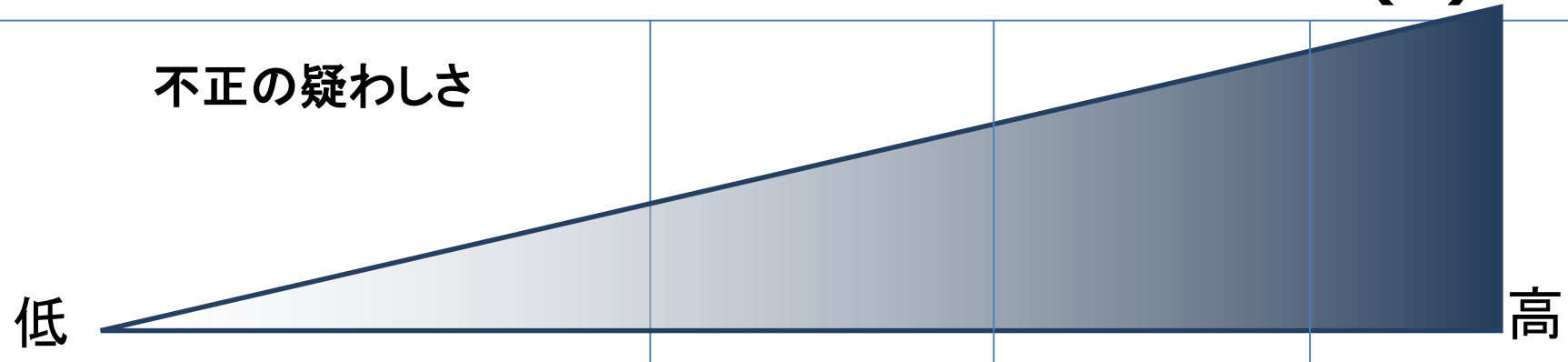
第7 不正リスク

7-3 不正の兆候に対する対応が適切に行われているか。

関連する確認・留意すべき事項

1. 監査チームは、不正の兆候と判断される事項を見逃すことなく、適切に監査役等に報告しているか。
- ・不正については、その疑わしさの程度により、監査チームの対応も異なってくる。

第7 不正リスク 不正の疑わしさの程度とコミュニケーション(1)



監基報240付録3
「不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の例示」

監基報240第39項
「不正が存在する可能性があることを示す情報」
⇒ 適切な階層の経営者に伝達

監基報240第40項
「不正の疑い」
⇒ 監査役等に伝達

不正リスク
対応基準の付録2
「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」

不正リスク
対応基準
「不正による重要な虚偽の表示の疑義」

出所: JICPA研修資料より

第7 不正リスク

不正の疑わしさの程度とコミュニケーション(2)

- (3)「不正リスク」** - 不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。
- (4)「不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況」** - 不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示す状況をいい、監査手続を実施した結果、当該状況を識別した場合、監査人は、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する際にこれを考慮することが求められる。（付録3）
- F(5)「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」** - 不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況のうち、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準で取り扱われているものをいい、当該状況が存在する場合、監査人は、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。（付録4）
- F(6)「不正による重要な虚偽表示の疑義」** - 不正による重要な虚偽表示の疑いが高いと監査人が判断した状況をいい、以下のいずれかに当てはまる場合が該当する。
- 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと監査人が判断した場合
 - 識別し評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果、必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合

第7 不正リスク

7-3 不正の兆候に対する対応が適切に行われているか。

関連する確認・留意すべき事項

3. 監査法人が監査を行っている他社において監査法人の品質管理体制に疑義が生じるような不正事例が発覚した場合、その取り扱い等につき、監査チーム及び監査法人は、監査役等に情報を提供し、意見交換を行っているか。

- ◎ **他社事例についても積極的に関心を持ち、他山の石とすべくコミュニケーションをとる。**

第2部 会計監査人の選定基準策定に関する実務指針

会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額について書面を入手し、面談、質問等を通じて選定する。

第1 監査法人の概要

1-1 監査法人の概要はどのようなものか。

1-2 監査法人の品質管理体制はどのようなものか。

関連する確認・留意すべき事項

2. 前任の会計監査人がいる場合、会計監査人間の引継に関する方針及び手続が定められ、遵守されるのか、確認する。

1-2 監査法人の品質管理体制 前任監査人との引継ぎ

監査基準委員会報告書900「監査人の交代」（最終改正H27/5）

■ 引継ぎの目的

- ・ 監査人予定者及び監査人が、監査契約締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を入手すること

■ 監査人予定者・監査人に関する要求事項

- ・ 前任監査人に対して監査業務の引継ぎを求める義務
- ・ 前任監査人に対する守秘義務解除の通知の発行を会社に依頼
- ・ 引継ぎは、前任監査人に対する質問及び監査調書の閲覧により実施
- ・ 前任監査人に対する質問項目を指定（経営者の誠実性、交代理由、監査役等にコミュニケーションを行った事項（＝監査上の重要な事項）等）

■ 前任監査人に関する要求事項

- ・ 監査人予定者に監査契約締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を誠実かつ明確に提供する義務
- ・ 伝達すべき「重要な事項」には、監査期間中、監査役等にコミュニケーションが求められている事項と特別な検討を必要とするリスクが該当
- ・ 閲覧に供する調書：重要な事項＋期首残高に関連する調書

■ 引継ぎの相互確認

- ・ 監査人予定者及び監査人と前任監査人が、引継内容について、相互に確認（監査人予定者が議事録を作成することを想定）

第1 監査法人の概要

1-3 会社法上の欠格事由に該当しないか。

会社法第337条第3項

- 一 公認会計士法 の規定により、第435条第2項に規定する計算書類について監査をすることができない者
- 二 株式会社の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

1-4 監査法人の独立性に問題はないか。

第2 監査の実施体制等

2－1 監査計画は、会社の事業内容に対応するリスクを勘案した内容か。

2－2 監査チームの編成は、会社の規模や事業内容を勘案した内容か。

第3 監査報酬見積額

3-1 監査報酬見積額は適切か。

関連する確認・留意すべき事項

1. 監査報酬見積額の算定根拠について説明を受け、合理的な内容か確認する。
2. 監査日程等に当初見積りから大幅な変更が生じたときの対応方針について説明を受け、合理的な内容か確認する。

ご清聴ありがとうございました。